

2009年11月10日

報道関係者各位

株式会社スクウェア・エニックス

ニンテンドーDS用機器に対する法的措置について

このたび、株式会社スクウェア・エニックス（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：和田洋一）は、ニンテンドーDS®（ニンテンドーDSLite、ニンテンドーDSiを含む）で起動するゲーム・プログラムを開発・販売している任天堂株式会社及びその他のソフトメーカー53社と共に、「R4 Revolution for DS」に代表される機器（いわゆる、「マジコン」と呼ばれる機器）を販売する業者らに対し、不正競争防止法に基づいて、輸入・販売行為の差止及び損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴いたしましたのでお知らせします。

マジコン販売業者らに対しては、本年10月5日にも、輸入・販売行為の差止及び損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴しておりますが、それでもなおマジコンの販売を継続する、或いはマジコンの違法性を認めず、当社らの警告に対して真摯な対応が見られない悪質な業者が存在するため、このたび、法的措置を取ることに致しました。今後も同様の悪質な業者に対しては、法的措置を視野に入れて、断固たる措置を講じる所存です。

※ ニンテンドーDSは任天堂の登録商標です。

※ その他、記載されている会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。